

令和3年8月23日

「児童の居場所」利用の保護者様

川崎市立新作小学校  
校長 堀川勝也

## 市立学校「児童の居場所」利用者のお願ひ

日頃より、本校の教育活動へのご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。メール配信でもお知らせした通り、8月26日（木）から授業再開を予定しておりましたが、川崎市教育委員会からの通知を受けて夏季休業期間を8月31日まで延長することになりました。8月26日から8月31日までの間は授業再開の準備期間とし、分散登校などを実施いたします。なお、この期間は原則として自宅での待機となりますが、低学年を中心に、やむを得ない事情で自宅に児童を見守る方がいない家庭の児童を対象に、学校の教育活動とは別に教室に「児童の居場所」を設けます。

つきましては、「児童の居場所」を利用される場合は、別紙「児童の居場所 利用申込書」を記入の上、初回利用日に学校へ提出していただきますようお願いいたします。

### 【家庭保存用】

下記の表の利用予定日に○を記入してください。また、その日が分散登校の場合は分散登校の欄にも○を記入してください。

日付	児童の居場所		登校日	その他 (12時より前に下校する場合は下校時刻を記入してください。)
	A (8:30~12:00)	B (8:30~13:00)		
8月26日(木)				
8月27日(金)				
8月30日(月)				
8月31日(火)				

A: 8:30~12:00 (わくわくプラザを利用しない。弁当なし)

B: 8:30~13:00 (わくわくプラザを利用する。弁当持参)

### 【利用にあたってのお願い】

- ・利用予定日に変更が出た場合は、必ず学校に連絡をお願いします。(連絡帳、ミマモルメなど)
- ・利用前の健康観察と「健康チェック表」を必ず記入してください。
- ・早退する場合は、お迎えをお願いします。(児童のみでの早退はできません)

### 【13時からわくわくプラザを利用する場合】

- ・直接わくわくプラザへ「特別利用・申出書」を提出してください。
- ・お弁当の時間をお願いします。

# 学校提出用

## 8月26日（木）～8月31日（火）の「児童の居場所」利用申込書

「児童の居場所」を利用する方は条件を確認の上、□にチェックまたは記載してください。

文部科学省ガイドラインおよび神奈川県実施方針を踏まえ、次のケースに該当する保護者の児童を対象にします。

「特に低学年児童など留守番をすることが難しい場合など、やむを得ない事情がある」という理由かつ、次の該当する理由にチェックまたは記載をしてください。

保護者が医療従事者

保護者が社会の機能を維持するために就業することが必要

ひとり親家庭などにより、保護者が仕事を休むことが困難

障害があることにより児童が自宅で一人で過ごすことができない

その他（理由を下の欄にお書きください）

理由

学年・組	年	組	児童氏名	
保護者氏名				印
緊急時の連絡先	①		②	

○「児童の居場所」を利用予定日、および利用する時間に○を記入してください。分散登校日になっている場合は、「登校日」欄にも○を記入してください。

日付	児童の居場所		登校日	その他 (12時より前に下校する場合は下校時刻を記入してください。)
	A (8:30~12:00)	B (8:30~13:00)		
8月26日（木）				
8月27日（金）				
8月30日（月）				
8月31日（火）				